

「ジャパンライフ株式会社」との契約に係る「訪問販売消費者救済基金」への申請をする皆様へのお知らせ

令和元年 10 月 18 日

公益社団法人日本訪問販売協会

《基金への申請期限について》

公益社団法人日本訪問販売協会（以下、当協会といいます）においては、特定商取引法第 29 条の 2 に基づき、当協会の正会員が営む訪問販売に係る契約を、同法の規定により解除し又は取り消して当該会員に支払った金銭の返還を請求した者に対し、正当な理由なくその金銭の返還がなされない場合に、その者に対し、「訪問販売消費者救済基金」（以下、当基金といいます）より一定の金額の金銭を交付する業務を行っています。

当基金への申請については、「訪問販売消費者救済事業業務実施方法書」第 8 条において、特定商取引法の規定により契約の解除又は取消しを行い、支払った金銭の返還を請求した日から 1 年以内に行う必要があるとされています。こうしたなかで、「ジャパンライフ株式会社」との契約に係る当基金への申請については、同社が破産手続き中であることに鑑み、当基金への申請者の公平な救済を図る観点から、申請期限を以下のとおり設定することとします。

「ジャパンライフ株式会社」に係る申請書類提出期限：令和 2 年(2020 年)1 月 20 日(月) ※当日消印有効

《申請にあたっての留意点等》

1. 申請に関するご案内

申請にあたっては、当協会ホームページ (<http://jdsa.or.jp/category/fund/>) に掲載している

- ・「訪問販売消費者救済基金について」
- ・「申請の手引き (PDF)」
- ・「基金に関する Q&A」

をよくお読みいただき、必要な提出書類一式（下記「2.」の①～⑥）を当協会宛てにお送りください。

申請書類送付先

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4 丁目 1 番 公益社団法人日本訪問販売協会 宛

なお、提出書類が不足していたり、必要事項の記載が欠けている等の場合、事務局から申請者に直接ご連絡を差し上げることがありますので予めご了承ください。

2. 申請にあたって提出が必要な書類

①救済給付金給付申請書（第 1 号様式文書※）

- ・申請する契約ごとに、それぞれ 1 枚提出してください。

②申請事案の経緯説明書

- ・申請する契約ごとに、勧誘時及び契約締結時の状況、代金支払いの時期・方法等について記載してください。
- ・具体的な記載事項については、本項末尾の「備考」をご覧ください。

③申請事案に関して消費者が受領した契約書等の書面

- ・正式の契約書が無い場合、申込み書その他契約の具体的な内容がわかる書面を提出してください。

④申請事案に係る商品パンフレット・カタログ・チラシ等の資料

- ・複数の契約について同時に申請する場合は、どの契約に関連する資料なのかが分かるように区別して提出してください。

⑤申請事案に係る契約の解除又は取消しの権利を行使したことを示す書面

- ・契約の解除又は取消しを行った日、及び誰宛てに解除又は取消しを行ったのか等を記載してください。
- ・破産管財人宛てに通知した書面の写しでもけっこうです。

⑥救済給付金振込先指定書（第2号様式文書※）

※上記の①（第1号様式文書）及び⑥（第2号様式文書）は当協会ホームページからダウンロードできます。

【備考】「経緯説明書」(上記提出書類②)の具体的な記載事項

①勧誘時の状況

- ・勧誘された時期
- ・勧誘者(××支店又は営業所の〇〇〇〇等と記載してください。なお、勧誘者の名刺がある場合はその写し等を提出いただいてもけっこうです。)
- ・勧誘された場所
- ・勧誘の内容(どのような言葉又は説明により勧誘されて契約締結を決意したのか等、具体的に記載してください。)

②契約締結時の状況

- ・契約締結日
- ・契約を締結した場所(自宅、営業所・店舗、喫茶店等、具体的に記載してください。)
- ・契約手続きをした際の状況(具体的に記載してください。)

③代金支払いの状況

- ・支払の時期
- ・支払方法
- ・領収証、振込票等があれば、その写しも添付してください。

④当該契約で受け取ったレンタル(リース)料等について

- ・受け取った時期と金額
- ・受取り方法(現金か、振込みか等を具体的に記載してください。振込みを記録した通帳等があれば、その写しも添付してください。)
- ・複数の契約について同時に申請する場合は、どの契約に関連するレンタル(リース)料等の支払いなのか分かるように区別して記載してください。

《申請後のスケジュール》

①申請の受付と受理

- ・協会事務局において、申請に必要なすべての書類が提出されているか、必要事項が記載されているか等を確認し、受理要件を充たしたものは、これを受理します。
- ・申請を受理したときは、その旨を申請者に通知致します。
- ・なお、申請が受理されたことにより、直ちに救済金の給付が可とされるものではありません。

②審査のための事実確認

- ・協会事務局において個々の申請事案に関して調査確認し、事実関係の整理を行います。

③審査

- ・申請を受理した案件を当協会の「消費者救済に係る審査委員会」(以下、救済審査委員会という)に付託し、救済金給付の可否、及び給付する場合はその給付額について審査します。
- ・救済審査委員会の審査の過程において、申請者に質問をしたり、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・給付する場合の給付額については、破産管財人において破産債権の調査が終了し、申請者への配当の有無、及び

配当がある場合はその配当額の決定がなされた後に判断することとなります。

④給付の決定

- ・当協会の理事会において、救済審査委員会の審査結果を尊重し、救済金給付の可否及び給付する場合はその給付額を決定します。

以上